

**お知らせ**

記者発表資料	平成29年11月17日
配布日	

- 同時発表先：岡山県政記者クラブ
岡山市政記者クラブ
倉敷市記者クラブ

吉井川・旭川・高梁川で伐採希望者を大募集！**～伐採した樹木等は、お持ち帰りいただけます～**

岡山河川事務所では、河道内樹木の利用を希望する企業、団体、個人に対し、伐採希望者を募集します！

伐採した樹木は、陶芸の薪・農作業・ほだ木などの使用のほか、**木材加工や販売にも使用が可能です**。また、樹木のほかに**竹、あし、かやの伐採も可能です！**

簡単な条件と資格を満たせば、どなたでも応募が可能です。ただし、伐採に当たっては、河川法の許可を申請して頂く必要があります。

河川管理として、計画的に河川内の樹木を伐採していますが、多くの費用を要しています。そのため、伐採者の公募を行い、地域の協力を得ながら、伐採費用の縮減と伐採木の有効利用を図っていく取り組みです。

【伐採希望者の募集期間】

平成29年11月17日(金)～

平成30年4月20日(金)

【伐採希望者による伐採の実施時期】

平成29年12月9日(土)～

平成30年5月27日(日)



地域の方による伐採

<問い合わせ先>

■国土交通省中国地方整備局 岡山河川事務所 086-223-5194(管理第一課直通)

【担当】 副所長 今岡 俊和 (いまおか としかず)
管理第一課長 野津 善英 (のつ よしひで)

(担当出張所) 吉井川上流出張所 秋山 基史 (あきやま もとし)
西大寺出張所 実近 末生 (さねちか すえお)
旭川出張所 市守 茂雄 (いちもり しげお)
高梁川出張所 眞田 淳二 (さなだ じゅんじ)

※現場の問い合わせは、各出張所をお願いします。(連絡先は別紙参照)

①岡山市東区一日市地先(備前大橋の下流)



平成25年2月撮影

公募伐木箇所

吉井川 公募伐採箇所

吉井川上流出張所管内

②赤磐市勢力地先(吉井川、JR山陽本線の上流)



平成25年2月撮影

③和気郡和気町田原下地先(和気橋の上流)



平成25年2月撮影

①岡山市北区玉柏地先(新大原橋の上流)



平成25年2月撮影

高梁川 公募伐採箇所

高梁川出張所管内

① 倉敷市水江地先 (倉敷大橋の下流)



平成25年2月撮影

② 総社市中原地先 (総社大橋の下流)



平成25年2月撮影

③ 倉敷市真備町箭田地先(二万橋の下流)



④ 倉敷市真備町尾崎地先(宮田橋の下流)



樹木等採取者公募の公示

平成29年11月17日

岡山河川事務所長 三戸 雅文

次のとおり、「岡山河川事務所 公募型樹木等伐採」に係る採取者を募集します。

1. 公募名称：岡山河川事務所管内における河川区域内の樹木等伐採者 公募

2. 公募内容：河川内支障の樹木、竹、あし、かや(以下、樹木等)の伐採・搬出
(採取区域等は公募説明書のとおり)

3. 採取時期

平成29年12月9日(土) から 平成30年5月27日(日)まで

4. 採取場所

吉井川、旭川、高梁川、小田川

5. 公募に参加する者に必要な条件等

【個人の場合】

- ① 自ら樹木等伐採及び持ち帰りを行うことができる者。
- ② 過去3年間に許可を受けた者のうち著しく不誠実な行為のあった者でないこと。

【法人の場合】

- ① 自ら樹木等伐採及び持ち帰りを行うことができる者。
- ② 過去3年間に許可を受けた者のうち著しく不誠実な行為のあった者でないこと。
- ③ 公募期間中において、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条又は第71条の規定に該当するとして、指名停止等を受けている者でないこと。
- ④ 公募期間中において、会社更生法に基づき公正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- ⑤ 直近1年間の税を滞納している者でないこと。
- ⑥ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

6. 手続き等

① 提出書類

公募説明書に添付の応募様式に必要な事項を記入のうえ郵送、FAX、メール等により提出すること。

② 応募締め切り

平成30年4月20日(金)まで

受付時間:9:00~17:00(土曜日、日曜日及び祝日、年末年始を除く毎日)

③ 提出先・問い合わせ先

〒700-0914 岡山県岡山市北区鹿田町2丁目4番36号

国土交通省 中国地方整備局

岡山河川事務所 管理第一課

電話 086-223-5194

FAX 086-234-2298

メール info-okakawa@cgr.mlit.go.jp

ホームページアドレス <http://www.cgr.mlit.go.jp/okakawa/>

7. 許可手続

本樹木等採取に選定された者は、当該樹木等の採取について、河川法(昭和39年法律第167号)第25条(土石等の採取の許可)に係る同法施行規則(昭和40年建設省令第7号)第13条第1項に定める申請の必要がある。

8. 採取者の選定方法

提出された応募書類を基に、参加する者に必要な条件等があると判断した者を採取者として選定する。なお、選定は原則先着順とする。

また、選定にあたっては、必要な情報収集あるいは履行の確実性の確認等のために、必要に応じて応募者にヒアリング等実施する場合がある。

9. その他

① 手続きにおいて使用する言語は日本語に限る。

② 関連情報を入手するための照会窓口は上記6の③に同じとする。

③ 応募に要する費用は、応募者側の負担とする。

④ 提出された応募書類は、当該応募者に無断で他の目的への使用は行わない。

⑤ 応募書類に虚偽の記載を行った場合は、当該応募を無効にする。

⑥ その他の詳細は公募説明書のとおりである。

岡山河川事務所管内における河川区域内の樹木等伐採

公募説明書

1. 公募に参加する者に必要な条件等

【個人の場合】

- ① 自ら樹木等伐採及び持ち帰りを行うことができる者。
- ② 過去3年間に許可を受けた者のうち著しく不誠実な行為のあった者でないこと。

【法人の場合】

- ① 自ら樹木等伐採及び持ち帰りを行うことができる者。
- ② 過去3年間に許可を受けた者のうち著しく不誠実な行為のあった者でないこと。
- ③ 公募期間中において、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条又は第71条の規定に該当するとして、指名停止等を受けている者でないこと。
- ④ 公募期間中において、会社更生法に基づき公正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- ⑤ 直近1年間の税を滞納している者でないこと。
- ⑥ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

2. 手続き等

①提出書類

公募説明書に添付の応募様式に必要な事項を記入のうえ郵送、FAX、メール等により提出すること。

なお、現地及び許可条件(とくに、第7条～第10条)を確認のうえ、提出すること。

②応募の締め切り

平成30年4月20日(金)まで

受付時間:9:00～17:00(土曜日、日曜日及び祝日、年末年始を除く毎日)

③提出先

〒700-0914 岡山県岡山市北区鹿田町2丁目4番36号

国土交通省 中国地方整備局

岡山河川事務所 管理第一課

電話 086-223-5194

FAX 086-234-2298

メール info-okakawa@cgr.mlit.go.jp

ホームページアドレス <http://www.cgr.mlit.go.jp/okakawa/>

3. 採取者の選定方法

提出された応募書類を基に、参加する者に必要な条件等があると判断した者を採取者として選定する。なお、**選定は原則先着順**とする。

また、選定にあたっては、必要な情報収集あるいは履行の確実性の確認等のために、必要に応じて応募者にヒアリング等実施する場合がある。

4. 選定結果の通知

選定結果については応募者へ郵送等により通知を行う。

なお、通知は、平成29年11月24日(金)以降となる。

5. 採取区域と樹種等の情報

別添図面(公募伐採箇所)のとおり

樹種:主に広葉樹(ヤナギ等)、竹、あし、かや

6. 採取時期

平成29年12月9日(土)から平成30年5月27日(日)まで

7. 採取にあたって実施すべき安全対策等

- ① 伐採、積み込み、運搬時等においては事故の発生、第三者災害の防止に努めること。
- ② 排水樋門、堤防、護岸等の河川管理施設を損傷させないように注意し、損傷した場合には指示に従い原形復旧すること。
- ③ 伐採箇所においては使用機材等の整理整頓に努めること。
- ④ ゴミ等は出さないものとし、作業後の後片付け、清掃は入念に行い河川美化に努めること。
- ④ 伐採後持ち帰る木材等については、個人の所有物とし、使用にあたっては廃棄物処理法等の諸法令を遵守し、責任をもって処理すること。

8. 自損事故を起こした場合又は河川管理施設若しくは第三者に損害を与えた場合の取扱い、及び河川管理者に指示による中止の扱い

- ① 河川管理者は、河川利用者や許可受け者の事故を未然に防止する観点から、必要に応じて許可受け者に指導を行う。
- ② 河川管理者は、許可受け者が樹木等を採取するに当たって、周辺に生息する希少種に影響を及ぼし、又は刈草や伐木した樹木の搬出時に周辺に迷惑をかけることの無いように、必要に応じて許可受け者に指導を行う。
- ③ 採取は、許可受け者の責任において行うものであるため、採取中の自損事故の処理、第三者への加害に対する損害賠償等は許可受け者の責任において行うこと。

また、第三者や河川管理施設等に損害を与えた場合には、許可受け者は速やかに担当する河川の出張所に通報し、適切に対応すること。

なお、許可受け者が原因である河川管理施設に対する損害については、河川法第18条に基づきその原因者に復旧を求めるとともに、河川管理者が自ら復旧を行う場合も含めて、河川法第67条に基づき当該原因者に対し、復旧に要する費用負担を求める。

- ④ 許可受け者は、河川管理者から採取の停止の指示があった場合は、すぐに停止すること。なお、停止に伴う費用は無償とする。

9. 河川法の許可手続

本樹木採取に選定された者は、当該樹木の採取について、河川法(昭和39年法律第167号)第25条(土石等の採取の許可)に係る同法施行規則(昭和40年建設省令第7号)第13条第1項に定める申請を行うこと。(別添、許可申請書による)

※河川法第25条の許可とは「河川区域内の土地において河川の産出物を採取する際には河川管理者の許可を得なければならない」という法律です。

10. 河川法第25条の許可に際し付す許可条件

別紙、許可条件のとおり

11. 樹木の採取料については、河川法第32条第1項に基づく採取料の徴収の対象と ならない。(岡山県担当部局確認済み)

12. 問い合わせ先

応募手続きに関しては、2. 手続き等③提出先と同じ。

現地に関する問い合わせ先については、次のとおり。

①吉井川(赤磐市・和気町)

・吉井川上流出張所・・・〒709-0451 和気郡和気町和気字下 821-2
TEL:0869-93-0138 FAX:0869-92-1192

②吉井川(岡山市)

・西大寺出張所・・・〒704-8194 岡山市東区金岡東町 1-7-8
TEL:086-942-2497 FAX:086-942-2958

③旭川(岡山市)

・旭川出張所・・・〒703-8244 岡山市中区藤原西町 2-3-30
TEL:086-272-0125 FAX:086-272-9276

④高梁川・小田川(倉敷市)

・高梁川出張所・・・〒710-0806 倉敷市西阿知町西原 793
TEL:086-465-1763 FAX:086-466-5661

13. スケジュール

応募締め切り	随時受け付けで、最終は平成30年4月20日(金)まで
選定結果の通知	平成29年11月24日(金)以降
河川法の申請	選定結果通知後、随時提出のこと
許可書の発行	河川法の申請書受付後、1週間程度
伐採作業開始	平成29年12月9日(土)から

14. その他

- ① 応募区画が応募者の認識している場所と一致しているか、また、公募時に提示した採取区域の中から選んでいるかなど、地図又は図面等により正確に確認すること。
- ② 採取場所については、河川管理者において調整し指定する。
- ③ 採取を希望する河川産出物の種類又は用途を制限するものではないが、当該種類又用途に疑義がある場合(採取を希望する河川産出物の種類が一部の木のみである場合、採取を希望する河川産出物の用途が明確でない場合など)には、採取の妥当性を判断することができないため確認する必要がある。当該確認によっても疑義が解消されない場合には、採取の許可は受けられない場合がある。
- ④ 採取後の使用においては、自己の責任において行うものとする。

許可条件

第1条 許可を受けた者は、この許可の内容を変更しようとするときは、あらかじめ変更の許可の申請を行うこと。

第2条 許可を受けた者は、次の各号に掲げる場合には、その事実の生じた日から15日以内に届け出ること。

- (1) 住所又は氏名(法人にあつては、その名称)を変更したとき
- (2) 許可を受けた行為を廃止したとき
- (3) 天災その他のやむを得ない事由により許可を受けた目的を達することが出来なかった時

第3条 許可を受けた者は、採取期間が満了したとき又は採取が取り消されたときは、出張所長の指示に従い30日以内にその場所を原状に復し、出張所長の検査を受けること。

第4条 許可を受けた者が採取に着手するときは、別紙(様式1)により出張所長に事前に届出し、かつ採取中は出張所長の指示により実施するとともに、完了の際は別紙(様式2)により速やかに報告し出張所長の確認を受けること。**なお、本条は許可を受けた者が法人の場合に適用する。**

第5条 許可を受けた者は、堤防・護岸等河川管理施設の現状に影響を及ぼさないように注意すると共に、その採取区域に異常が発生したときは、直ちに出張所長に報告すること。

第6条 許可を受けた者が、堤防・護岸等の河川管理施設並びに第三者に損害を与えた場合は、自らの負担をもって原状に復旧し、又は、損害の賠償をすること。

第7条 出張所長が河川管理上必要な場合の指示に従うこと。

第8条 伐採箇所までの必要な措置(除草等)については、許可を受けた者にて行うこと。

第9条 伐採後の樹木(幹)の高さを、地上から概ね30cm以下(根株含む)とすること。

第10条 枝葉等を持ち帰らない場合は、現場に設置した集積場所へ運搬すること。

教示事項

1. 河川工事その他公益のため必要があるときは、許可を取り消すことがある。
2. 堤防道路から高水敷へ下る進入路(坂路)を使用することができる。
3. 第7条から第10条を遵守しない者は、許可の取り消し及び今後募集する河川内樹木の伐採の許可を行わない場合がある。

採取者が「法人」の場合に提出する

(様式1)

平成 年 月 日

●●●出張所長 殿

申請者

住 所

氏 名

着 手 届

下記のとおり着手するので届け出ます。

記

1. 着手年月日 平成 年 月 日

2. 許可年月日 平成 年 月 日

及び番号

3. 河川の名称

4. 採取の場所

5. 採取の期間 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

6. 緊急時の

連絡先

注) 工事着手前の状況が分かる写真を添えて提出すること。

採取者が「法人」の場合に提出する

(様式2)

平成 年 月 日

●●●出張所長 殿

申請者

住 所

氏 名

完 了 届

下記のとおり完了したので報告します。

記

1. 完了年月日 平成 年 月 日
2. 許可年月日 平成 年 月 日
及 び 番 号
3. 河川の名称
4. 採取の場所
5. 採取の期間 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
6. 確 認 希 望
連 絡 先
7. 摘 要 竣工図書として、状況写真(着工前、施工中及び完了後)及び、
その他必要な資料を添えて提出すること。

応募様式

平成 年 月 日

中国地方整備局
岡山河川事務所長 殿

<応募者>

氏 名: _____ 印

住 所: _____

電 話 番 号: _____

F A X 番 号: _____

メールアドレス: _____

(所有者のみ)

平成29年11月17日付けで公募された「岡山河川事務所管内における河川区域内の樹木伐採」について下記のとおり応募します。

なお、公募資料について、内容確認及び了承していることを申し添えます。

記

1. 応募場所: 吉井川 ① 岡山市東区一日市地先
 吉井川 ② 赤磐市勢力地先
 吉井川 ③ 和気郡和気町田原下地先
 旭 川 ① 岡山市北区玉柏地先
 高梁川 ① 倉敷市水江地先
 高梁川 ② 総社市中原地先
 小田川 ③ 倉敷市真備町箭田地先
 小田川 ④ 倉敷市真備町尾崎地先
※ 該当する項目の□にシ点か■を記入願います。

2. 樹木伐採の希望本数: _____ 本

竹、あし、かやの伐採希望の有無

無し

有り

3. 採取を希望する樹木等の用途: _____

※営利目的で採取を希望される場合はその旨も記載して下さい。

4. 採取に関する計画

作業予定期間: ____月 ____日 ~ ____月 ____日(のうち ____日間)を予定

作業実施者: 一日あたり ____人で実施予定

伐採方法: _____

搬出方法: _____

5. 過去の応募実績

※ 該当する項目の□にシ点か■を記入願います。

無し

有り 平成 ____年 ____月 ※複数の場合は余白にご記入下さい。

6. 参加に必要な条件の適合

※ 該当する項目の□にシ点か■を記入願います。

適合

不適合

★参加に必要な条件★

【個人の場合】

- ① 自ら樹木等伐採及び持ち帰りをを行うことができる者。
- ② 過去3年間に許可を受けた者のうち著しく不誠実な行為のあった者でないこと。

【法人の場合】

- ① 自ら樹木等伐採及び持ち帰りをを行うことができる者。
- ② 過去3年間に許可を受けた者のうち著しく不誠実な行為のあった者でないこと。
- ③ 公募期間中において、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条又は第71条の規定に該当するとして、指名停止等を受けている者でないこと。
- ④ 公募期間中において、会社更生法に基づき公正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- ⑤ 直近1年間の税を滞納している者でないこと。
- ⑥ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。